

Web-EDI機能利用者向けの 今後の予定等のお知らせ

Web-EDI機能の「処分終了報告」、「処分終了報告の修正」、
「最終処分終了報告」をご利用されている場合は、
対応が必要となります。必ずご確認ください。

～Web-EDI機能をご利用の皆様へ～

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（案）について

令和7年1月
環境省環境再生・資源循環局
廃棄物規制課

1. 電子マニフェストに係る処分完了報告時における報告事項の追加

(略)

2. 改正の内容

(1) 処分受託者による再生に係る情報の報告（規則第8条の33、第8条の34の2関係）

処分受託者が法第12条の5第3項及び第4項の規定により情報処理センターに報告を行うときは、その受託した産業廃棄物について最終処分又は再生を行うまでのすべての処分について、各処分ごとに「処分を行った者の氏名又は名称及び許可番号」、「処分を行った事業場の名称及び所在地」、「処分方法」、「処分方法ごとの処分量（当該処分量を的確に算出できると認められる方法により算出される処分量を含む。）」及び「処分後の産業廃棄物又は再生された物の種類及び数量（当該数量を的確に算出できると認められる方法により算出される数量を含む。）」の報告を義務付ける。

なお、処分受託者による再生に係る情報の報告については、法第27条の2第10号の罰則規定は適用されない。

(2) 情報処理センターによる再生に係る情報の通知（規則第8条の34の4関係）

情報処理センターが法第12条の5第5項の規定により排出事業者に通知を行うときは、従前の通知内容に加えて、再生に係る情報を通知することとする。

(3) 情報処理センターによる都道府県知事への報告からの除外（規則第8条の36関係）

情報処理センターが法第12条の5第9項の規定により都道府県知事に報告を行うときは、その報告事項から再生に係る情報を除外する。

● 2025年1月28日付で「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」に対する意見募集（パブリックコメント）が公示されました。

● JWセンターは省令案に基づき、JWNETの「処分終了報告」、「最終処分終了報告」の内容に、再資源化等の情報の項目の追加を行う改修をいたします。

● 改修により、WEB方式及びWeb-EDI機能、EDI方式について変更が生じます。

<2025年1月28日公示『「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」に対する意見募集（パブリックコメント）について』掲載資料「02（概要）廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」抜粋>

<https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/detail?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=195240109&Mode=0>

～Web-EDI機能をご利用の皆様へ～

Web-EDI機能の「処分終了報告」、「処分終了報告の修正」、「最終処分終了報告」をご利用されている場合



- 再資源化等の情報が追加された新設の機能番号、レイアウト番号への移行が必要となります。
- 既存の「処分終了報告」、「処分終了報告の修正」、「最終処分終了報告」の機能番号、レイアウト番号は、改正省令の施行後、廃止となります。
- 新設の機能番号で、再度Web-EDI機能利用申込をいただく必要がございます。

～Web-EDI機能をご利用の皆様へ～

以下の新設の機能は、必要な場合のみ、後続(P5)に記載の様式にてお申込みください。

排出事業者機能、処分業者機能

「再資源化等情報の修正」

「再資源化等情報の照会（番号指定）」

「再資源化等情報の照会（条件検索）」

※Web-EDI機能の「処分終了報告」、「処分終了報告の修正」、「最終処分終了報告」をご利用されない場合は、対応は不要です。

再資源化等の情報が追加された 新設の機能番号、レイアウト番号の詳細について

項目追加の概要及び再資源化等の情報が追加された新設の機能番号、レイアウト番号の詳細については、JWセンターHP掲載のEDI事業者説明会の動画及び資料をご確認ください。Web-EDI機能で、新設の機能番号を利用する場合、これらの仕様に沿ったファイルを送信する必要があります。

EDI事業者説明会 動画・資料

電子マニフェストの項目追加に関するEDI方式の対応について、EDI事業者説明会（Web説明会）資料を掲載しています。

動画	テキスト
<p>▶再生</p> <p>第1回 電子マニフェストの項目追加に係るEDI事業者説明会 (2024年9月20日開催)</p> <p>[36分19秒]</p>	<p>📎 電子マニフェストの項目追加に係るEDI事業者説明会資料 [3.9MB]</p>
<p>▶再生</p> <p>第2回 電子マニフェストの項目追加に係るEDI事業者説明会 (2025年2月6日開催)</p> <p>[44分45秒]</p>	<p>📎 第2回 電子マニフェストの項目追加に係るEDI事業者説明会資料 (【資料1】～【資料3】含む) [1.37MB]</p> <p>📎 【資料4】EDI方式接続仕様書(暫定版)+各種コード表(暫定版) [6.2MB] (2025/2/6 12:30更新)</p>

※『第2回 電子マニフェストの項目追加に係るEDI事業者説明会資料(【資料1】～【資料3】含む)』のP1～P15をご参照ください。

現段階のEDI方式接続仕様書は「暫定版」の公開となります。EDI方式接続仕様書の「確定版」の公開は、改正省令の公布後となります。

Web-EDI機能の新設の機能番号の利用申込について

新設の機能番号の利用申込は、JWセンターHPに掲載の『Web-EDI機能利用申込（新設機能番号）』の様式にて、改正省令の施行前までにお申込みください。（お手続きは10営業日程度お時間を要します）

当お申込みの受付開始は、改正省令の公布後を予定しております。

後続(P6)のWeb-EDI機能利用者向けの今後の予定をご参照ください。

Web-EDI機能利用者向け資料

項目追加の概要は、上記のEDI事業者説明会の動画及び資料をご確認ください。また、お申し込みの概要は、上記のEDI事業者説明会の動画及び資料をご確認ください。また、お申し込みの概要は、上記のEDI事業者説明会の動画及び資料をご確認ください。

[Web-EDI機能利用者向けの今後の予定等のお知らせ \[XXXKB\]](#)

[Web-EDI機能利用申込（新設機能番号） \[XXXKB\]](#)

新設の機能番号にチェックを付けてお申込みください。

(3) 処分業者機能(報告)

機能番号	機能名称
1500	処分終了報告(中間・最終) ※1
1501	処分終了報告(再資源化等情報を含む)
1600	処分終了報告の修正 ※1
1601	処分終了報告の修正(再資源化等情報を含む)
1700	再資源化等情報の修正
1800	処分終了報告の取消
2000	最終処分終了報告 ※1
2001	最終処分終了報告(再資源化等情報を含む)
2100	最終処分終了報告の取消
3101	マニフェスト情報・予約情報の照会(番号指定) (放射性物質管理を含む)
3102	再資源化等情報の照会(番号指定)
3201	マニフェスト情報・予約情報の照会(条件検索) (放射性物質管理を含む)
3202	再資源化等情報の照会(条件検索)

<Web-EDI機能利用申込書の「4.利用する機能番号」(3)処分業者機能(報告)部の抜粋>

～Web-EDI機能利用者向けの今後の予定～

